令和元年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和元年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和元年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌駅交流拠点は、平成 28 年 5 月に策定した「第 2 次都心まちづくり計画」において、骨格構造として位置付けられた交流拠点のひとつであり、また道内最大の交通結節点であることから、北海道・札幌の国際競争力をけん引し、その活力を展開させる起点を形成して、道都札幌の玄関口にふさわしい空間形成と高次都市機能の強化が求められている。

平成 30 年9月に策定した「札幌駅交流拠点まちづくり計画」においては、多様な交流を支える利便性の高い一大交通結節点の形成を基本方針の一つとしており、北海道新幹線札幌延伸 (2030 年度予定) に伴う乗換利便性の強化や、バリアフリーに配慮した分かりやすい歩行者動線の形成など、誰もが利用しやすい環境づくりが求められている。

本業務では、これまでの検討成果や周辺街区の検討状況等を踏まえ、札幌駅交流拠点における望ましい基盤整備のあり方について検討を行う。

4 業務の内容

(1) 前提条件の整理

札幌駅交流拠点まちづくり計画等における基盤整備の取組の目標及び方針を実現するため、 基盤整備に求められる機能や効果を整理する。また、(2)以降の検討のため、過年度業務成 果等を基に、各交通基盤の現況を整理し、課題を抽出する。

(2) バスターミナルに係る検討

検討にあたっては、適宜関係法令及び他都市の事例等を参考にするほか、北5 西1・西2 街区及び周辺街区の再開発事業の検討状況や、本市がヒアリングした交通事業者や地権者等の意見を整理し、想定される課題を抽出したうえでとりまとめること。下記(3)~(6)の項目においても同様とする。

【検討内容】

ア バスターミナルのレイアウト

北5西1街区・北5西2街区に再整備するバスターミナルのレイアウトについて、将来のバスの発着便数、利用者数を基に複数 (3案程度)検討・提案する。検討にあたっては、待機バースの確保を考慮すること。併せて、バス利用者の待合空間の配置及び規模を検討・提案すること。

イ バスルートの変更案

バスターミナル再整備後に想定されるバスルートの変更案を検討・提案する。

ウ バスターミナル周辺の交通の円滑性の照査

既存の交通量調査データを基に、バスターミナル周辺の交差点(5か所程度)の解析を 行い、バスターミナル再整備後における交通の円滑性の照査を行う。

エ バスターミナル周辺の交通運用の変更

バスターミナルへの円滑な入出庫を可能とするよう、上記ア〜ウの検討結果等を基に、下記15に示す範囲の道路の交通運用の変更(右左折レーンの設置、信号現示の調整、交通規制の変更等)を検討・提案する。検討にあたっては、現在検討されている都心アクセス道路(創成川通)の南進方向から北5西1街区のバスターミナルへの進入も検討すること。

(3) バスターミナルの施工期間におけるバス乗降場所

バスターミナルの施工期間中、バス利用者を乗降させるための場所を確保する必要がある ため、以下2つのケースについて検討を行う。

【検討内容】

ア 路上を乗降場所とするケース

札幌駅周辺の路上で利用可能な場所を抽出し、想定される課題及び必要な対策を検討・ 提案する。

イ 札幌駅南口広場を乗降場所とするケース

南口広場を乗降場所として利用する場合において、地下施設の構造耐力等を照査し、その可否を判断する。

(4) 札幌駅南口タクシープールに係る検討

【検討内容】

ア タクシープール整備案

北5西1、北5西2街区の再開発事業等のコンセプトや利用イメージに合わせたタクシープールの整備案を複数(3案程度)検討・提案する。

イ 想定される課題

南口駅前広場の土地所有区分や道路区域、タクシープール出入口等の現況を整理し、再整備を進めるうえで課題となり得る事項を抽出し、対策を検討・提案する。

(5) 観光バスの乗降場所及び施設規模

新幹線利用者を対象とした観光バスの乗降場を札幌駅周辺から抽出し、乗降施設の規模を 図化する。

(6) 札幌駅バスターミナル再整備に係る技術研究会の資料作成補助 発注者と調整のうえ、資料作成を補助する。(2回程度)

(7) 説明資料の作成

(1)~(6)までの検討を踏まえ、説明資料 (概要版 (A3 版2 枚程度) 及びPPT 資料 (20~30 ページ程度)) を作成する。

(8) 報告書の作成

(1) \sim (7) の経過及び結果をまとめた報告書を作成する。

(9) 資料提供

交通データや札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和2年3月20日(金)までとする。

6 業務提案の上限額

金9,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内とする。

7 企画提案を求める事項

項目	説明
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等
(2) バスターミナルに係る検討	札幌駅交流拠点に求められるバスターミナルのあり方の ほか、整備にあたっての方向性や考慮すべきポイント
(3) バスターミナルの施工期間にお	バスターミナル施工期間中のバス乗降機能の確保に向け
けるバス乗降場所	た考え方や考慮すべきポイント
(4) 札幌駅南口タクシープールに係	札幌駅交流拠点に求められるタクシープールのあり方の
る検討	ほか、整備にあたっての方向性や考慮すべきポイント
(5) 観光バスの乗降場所及び施設規模	新幹線利用者を対象とした観光バスの乗降機能整備にあたっての方向性や考慮すべきポイント
(6) 業務実施体制	業務の実施体制及び担当技術者の交通に係る計画策定に 関連する業務の経歴
(7) 業務工程表	履行期間中における業務別のスケジュール
(8) 参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内と する積算及び業種別の積算内訳

[※]各項目ごとに A4 版 1 枚 (両面可) までとする。

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成 31・32 年度札幌市競争参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪) において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】1部

① 参加意向申出書(様式第1号)

(添付書類)

ア 同種業務等実績書(様式第2号) 上記8-(7)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類(契約書・請書の写し、又は 業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し)及び当該業務の内容が 確認できる書類(設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類)

- ウ 競争参加資格認定通知書の写し
- ② 企画提案書(様式自由、片面印刷)

用紙サイズはA4版とする。提案書のページ数については、上記7を参照のこと。ただし、下記 11 に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとすること。

【副本】9部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側 札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

(3) 提出期限

令和元年 6 月 18 日(火)15 時 00 分必着とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

- イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用する ことを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用に当たっ ては、札幌市は無償で使用できるものとする。
- ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。
- エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、 参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの 損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する

場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和元年 6 月 11 日(火) 17 時 00 分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第3号)により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先までメールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「令和元年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」)において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

アー次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。なお、参加者が少数の場合は、一次審査を省略することがある。

- (ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- (イ) 一次審査通過の企画提案は3件とする。
- (ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

- 一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。
- (ア) 出席者は1件当り3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。
- (4) プレゼンテーションは 35 分程度(説明 20 分・質疑 15 分)とする。
- (ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の 配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。
- (エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。
- (オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日 は提案者が控室等において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェク ターに接続できるように準備しておくこと。
- (カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール (予定)

- 一次審查 令和元年6月25日(火)
- 二次審查 令和元年7月1日(月)
 - ※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。また、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の5割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者としない。

審查項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	業務の目的、内容を十分に理解しているか	10
(2) バスターミナルに係る検討		20
(3) バスターミナルの施工期間に おけるバス乗降場所	・業務の目的、内容を十分に理解しているか ・提案内容は妥当かつ具体的なものであるか ・提案内容は業務目的に合致したものであるか ・説明や質問を通じた対象分野への専門性	20
(4) 札幌駅南口タクシープールに 係る検討		20
(5) 観光バスの乗降場所及び施設 規模		10
(6) 業務実施体制	組織体制、マネジメント体制、担当者の能力・ 経験等	10
(7) 業務工程表	適切なスケジュールを組めているか	10
合 計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1者の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者(以下「最優秀者」という。)と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容(参考見積内容を含む。)をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

札幌市公式ホームページ「札幌駅交流拠点のまちづくり」 http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/sapporoeki.html

14 連絡先

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 (札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側) 電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114 E-mail <u>sogokotsu1@city.sapporo.jp</u>

15 4(2)-エ「バスターミナル周辺の交通運用の変更」における検討範囲

